特別養護老人ホーム　遊生の森　料金表（令和 8年　9月 1日より）

（『特別養護老人ホーム　遊生の森』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

（表の見方について）

・表記載の「基本報酬単位数」及び「加算単位数」は、特に注記のない限り、全て1日あたりの数値です。

・1単位の単価は、10.14円です。

・1か月を30日として計算しています。

世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度	基本報酬単位数	加算単位数							単位数合計		〔A〕介護サービス費（月）		食費や居住費（日）			〔B〕食費や居住費の合計（月）	〔A＋B〕自己負担額合計（月）	
				サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護体制加算（Ⅰ）イ	看護体制加算（Ⅱ）イ	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	科学的介護推進体制加算（月）	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（月）	栄養マネジメント強化加算	（日）	（月）	単位数合計（月）×単価（10.14円）×自己負担割合 1割	（参考）2割	食費	おやつ代	居住費		1割	2割
住民税課税	第4段階	要介護1	682	18	12	23	46	40	10	11	792	23,810	¥24,144	¥48,287	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥140,124	¥164,267
		要介護2	753	18	12	23	46	40	10	11	863	25,940	¥26,304	¥52,607	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥142,284	¥168,587
		要介護3	828	18	12	23	46	40	10	11	938	28,190	¥28,585	¥57,170	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥144,565	¥173,150
		要介護4	901	18	12	23	46	40	10	11	1,011	30,380	¥30,806	¥61,611	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥146,786	¥177,591
		要介護5	971	18	12	23	46	40	10	11	1,081	32,480	¥32,935	¥65,870	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥148,915	¥181,850
住民税非課税	第3段階② 年金収入額と合計所得額の合計が年間120万円超の方	要介護1	682	18	12	23	46	40	10	11	792	23,810	¥24,144	¥48,287	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥115,344	
		要介護2	753	18	12	23	46	40	10	11	863	25,940	¥26,304	¥52,607	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥117,504	
		要介護3	828	18	12	23	46	40	10	11	938	28,190	¥28,585	¥57,170	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥119,785	
		要介護4	901	18	12	23	46	40	10	11	1,011	30,380	¥30,806	¥61,611	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥122,006	
		要介護5	971	18	12	23	46	40	10	11	1,081	32,480	¥32,935	¥65,870	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥124,135	
	第3段階① 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円超120万円以下の方	要介護1	682	18	12	23	46	40	10	11	792	23,810	¥24,144	¥48,287	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥90,144	
		要介護2	753	18	12	23	46	40	10	11	863	25,940	¥26,304	¥52,607	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥92,304	
		要介護3	828	18	12	23	46	40	10	11	938	28,190	¥28,585	¥57,170	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥94,585	
		要介護4	901	18	12	23	46	40	10	11	1,011	30,380	¥30,806	¥61,611	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥96,806	
		要介護5	971	18	12	23	46	40	10	11	1,081	32,480	¥32,935	¥65,870	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥98,935	
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	682	18	12	23	46	40	10	11	792	23,810	¥24,144	¥48,287	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥66,744	
		要介護2	753	18	12	23	46	40	10	11	863	25,940	¥26,304	¥52,607	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥68,904	
		要介護3	828	18	12	23	46	40	10	11	938	28,190	¥28,585	¥57,170	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥71,185	
		要介護4	901	18	12	23	46	40	10	11	1,011	30,380	¥30,806	¥61,611	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥73,406	
		要介護5	971	18	12	23	46	40	10	11	1,081	32,480	¥32,935	¥65,870	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥75,535	
	第1段階 老齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	682	18	12	23	46	40	10	11	792	23,810	¥24,144	¥48,287	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥64,044	
		要介護2	753	18	12	23	46	40	10	11	863	25,940	¥26,304	¥52,607	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥66,204	
		要介護3	828	18	12	23	46	40	10	11	938	28,190	¥28,585	¥57,170	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥68,485	
		要介護4	901	18	12	23	46	40	10	11	1,011	30,380	¥30,806	¥61,611	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥70,706	
		要介護5	971	18	12	23	46	40	10	11	1,081	32,480	¥32,935	¥65,870	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥72,835	

（注1）介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

（注2）上記以外の費用として、医療費（往診料／受診料等）、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

（注3）表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位（入所から30日間）や「安全対策体制加算」1回20単位(入所時1回のみ)、「若年性認知症入所者受入加算」「看取り介護加算」等があります。
また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員等処遇改善加算」が算定されます。

（注4）今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（注5）食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税（※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税）
「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

（注6）65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。